

特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律

(平成一四年四月二六日法律第三一号)

一、提案理由(平成一四年三月二九日・衆議院経済産業委員会)

平沼国務大臣 特定機器に係る適合性評価の欧州共同体との相互承認の実施に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

我が国として初めて締結する経済連携協定として、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定が本年一月に署名されました。この協定には、製品に係る技術基準への適合性の評価を相互に承認することが貿易を促進する上で重要であること等にかんがみ、通信端末機器、無線機器及び電気製品についての相互承認が含まれております。

この協定につきましては、承認をいただくために、今国会に提出されているところでありますが、この協定の的確な実施を確保するため、今般、本法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を改め、題名を、特定機器に係る適合性評価の欧州共同体及びシンガポール共和国との相互承認の実施に関する法律とすることとあります。

第二に、シンガポール共和国向けの特定機器に係る国外適合性評価事業を行おうとする者は、協定に定める基準に適合していると認められるときは、主務大臣の認定を受けることができるものとし、認定を受けた者について協定に従い登録の手続をとる旨を規定するとともに、必要な監督措置の整備を行うこととしております。これらの措置により、これらの者が登録を受けて実施した適合性評価結果はシンガポール共和国に受け入れられることとなります。

第三に、登録を受けたシンガポール共和国の適合性評価機関が実施した我が国向けの特定機器に関する適合性評価の結果を受け入れることができるようにするため、電気通信事業法等の特例を定めることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律案は、一部を除き、協定の効力発生の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一四年四月四日)

谷畑孝君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との

間の協定における相互承認の的確な実施を確保するため、通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業に関する認定等に必要な事項を定めるほか、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定める等の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、シンガポール共和国向けの通信端末機器、無線機器及び電気製品に係る国外適合性評価事業を行おうとする者は、協定に定めるシンガポール共和国の基準に適合していると認められるときは、主務大臣の認定を受けることができるものとする、

第二に、登録を受けたシンガポール共和国の適合性評価機関が実施した我が国向けの端末機器、特定無線設備及び特定電気用品に関する我が国の関係法令に定める技術上の要件への適合性評価の結果を我が国において受け入れることができるようにするため、電気通信事業法、電波法及び電気用品安全法の特例を定めること
であります。

本案は、去る三月二十八日本委員会に付託され、翌二十九日平沼経済産業大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。四月三日質疑を行った後、採決を行った結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一四年四月三日）

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 本法の施行により我が国とシンガポール間の貿易の促進が期待されるが、同時に輸入の増大による国内産業への影響を緩和するため、政府は構造改革を進めながら、新規産業・市場の創出、人材の育成等適切な施策を講ずること。
- 二 近年の二国間あるいは地域間における自由貿易協定の締結に向けた国際的動向にかんがみ、政府は、経済連携協定が今後ともWTOの多国間主義と整合的でありこれを補完するものとなるよう努めながら、その締結の拡大に向けての取組みを進めること。
- 三 適正な競争原理の下で、認証に係るコストの低減、認証サービスの質的充実等利用者の利便性の向上を図るため、認証業務への一層の民間参入を促進するとともに、国際的にも信頼される認証機関の育成に努めること。

三、参議院経済産業委員長報告（平成一四年四月二二日）

保坂三蔵君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過と結果を御報告を申し上げます。

本法律案は、いわゆる日本・シンガポール新時代経済連携協定に含まれる、電気製品などの技術基準への適合性評価の相互承認に必要な国内措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、我が国初めての二国間貿易協定の意義、経済連携協定による国内産業への影響等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

なお、本法律案に対して三項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告を申し上げます。

附帯決議（平成一四年四月一八日）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 近年、二国間及び地域的な自由貿易協定の締結が活発化していることにかんがみ、経済連携協定が今後ともWTOの多国間主義を補完・強化するものとなるよう努め、その締結の拡大に向けての取組を進めること。
- 二 本法の施行及び今後の締結の拡大に際しては、付加価値の高い輸出産業の競争力を強化するとともに、輸入増大による国内産業への影響を緩和するために、構造改革を積極的に進めつつ、新規産業・市場の創出、人材の育成など適切な施策を講ずること。
- 三 今後本格的に開始される欧州共同体との相互承認の実施状況を十分に踏まえながら、適正な競争原理の下で、認証に係るコストの低減、認証サービスの質的充実等利用者の利便性の向上を図るため、認証業務への一層の民間参入を促進するとともに、国際的にも信頼される認証機関の育成に努めること。

右決議する。